

障害女性にかかわる地方条例条文

2019年5月23日アクセス DPI 女性障害者ネットワーク調べ

条例名/制定年	障害女性にかかわる条文	掲載元
<p>京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例/2014年</p>	<p>前文・・・しかしながら、障害者が、障害を理由として不当な差別的取扱いを受けたり、障害者に対する性別、年齢や障害の状態に応じた配慮が十分でないことなどにより、地域における安心した生活を妨げられたりしている状況が、私たちの社会には今なお存在する。</p> <p>第1章（総則）第2条（基本理念）の（4） （4） 全て障害者は、<u>障害のある女性が障害及び性別による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合等</u>、その性別、年齢等による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた適切な配慮がなされること。</p> <p>第2章（障害者の権利利益の擁護のための施策）第1節（不利益取扱いの禁止等）の第8条（社会的障壁の除去のための合理的な配慮） 第8条 府は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障害者の保護者、後見人その他の関係者が当該障害者の代理人として行ったもの及びこれらの者が当該障害者の補佐人として行った補佐に係るものを含む。次項において同じ。）があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の<u>性別、年齢及び障害の状態</u>に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。</p> <p>2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の<u>性別、年齢及び障害の状態</u>に応じて、前項に規定する配慮をするように努めなければならない。</p>	<p>https://www.pref.kyoto.jp/shogaishien/jyorei.html</p>
<p>仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例/2016年</p>	<p>第一章（総則）第二条（定義）の五 五 合理的配慮 障害者の<u>性別、年齢及び障害の状態</u>に応じた社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な現状の変更又は調整をいう。</p> <p>第一章（総則）第三条（障害を理由とする差別の解消の基本理念）の五 五 <u>障害がある女性は障害及び性別による複合的な要因により差別を受けやすいこと、障害がある児童に対しては障害及び年齢に応じた適切な支援が必要であること等を踏まえ、障害者の障害の状態のほか、その性別、年齢、状況等</u>に応じた適切な配慮が求められること</p>	<p>http://www.city.sendai.jp/kenko-kikaku/kurashi/kenkotofukushi/shogai/torikumi/torikumi/jore.html</p>

<p>東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例 /2018年</p>	<p>前文 …中でも、障害のある女性は、障害を理由とする差別と性に基づく差別という二重の差別を受ける場合がある。これら障害者が日常生活や社会生活で受ける差別や制限は、心身の機能の障害のみならず、社会における様々な障壁によって作り出されているのであって、障壁を取り除くことは社会全体の責任である。</p> <p>第一章（総則） 第三条（基本理念） 四</p> <p>四 全て障害者は、障害のある女性が障害及び性別による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合等、その性別、年齢等による複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた適切な配慮がなされること。</p> <p>第二章（障害を理由とする差別に関する相談及び紛争の防止又は解決のための体制等） 第一節（障害を理由とする差別の禁止）</p> <p>第七条 都及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。</p> <p>2 都及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（知的障害、発達障害を含む精神障害等により本人による意思の表明が困難な場合には、障害者の家族、介助者等コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明を含む。）があった場合において、当該障害者と建設的な対話を行い、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢、障害の状態等に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。</p>	<p>http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/smph/shougai/shougai_shisaku/sabetsukaisho_yougo/kaisyoujourei/sabetsukaisho_jourei.html</p>
<p>滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例 /2019年</p>	<p>第1章（総則） 第2条（定義）の（4）</p> <p>（4）合理的配慮 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障害者の家族、後見人その他の関係者が当該障害者に代わって行うものを含む。）があった場合において、当該障害者の性別、年齢および障害の状態に応じて行う社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組をいう。ただし、その実施に伴う負担が過重になるものを除く。</p> <p>第1章（総則） 第3条（基本理念）の（4）</p> <p>（4）全ての障害者は、障害者であることに加え、女性であること、高齢者であることその他の要因が複合することにより特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた適切な配慮がなされること。</p>	<p>https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/syougai/fukushi/303112.html</p>